

「児童家庭福祉」 一問一答

20190716 版 (問 9・問 55 誤植修正)

©2019sakurakosensei 転載禁止

<問題>

✓		問 題	正解
	1	児童相談所長が行う一時保護について、親権者等の意に反して2か月を超えて行う場合は、都道府県児童福祉審議会の意見聴取を行い、承認を得る。	×
	2	児童虐待に関わる接近禁止命令は、親権者等の意に反して施設入所等の措置が採られている場合にのみ適用される。	×
	3	児童虐待の早期発見に係る責務を有する者には、歯科医師が含まれる。	○
	4	児童虐待の早期発見に係る責務を有する者には、保健師が含まれる。	○
	5	児童虐待の早期発見に係る責務を有する者には、学校の教職員が含まれる。	○
	6	「平成29年福祉行政報告例」によると、児童相談所における児童虐待相談の相談種別のうち、心理的虐待は約40%である。	×
	7	「平成29年福祉行政報告例」によると、児童相談所における児童虐待相談の相談種別の件数の順位は、「心理的虐待」「身体的虐待」「保護の怠慢・拒否(ネグレクト)」の順である。	○
	8	「平成29年福祉行政報告例」によると、市町村における児童虐待相談の相談種別の件数の順位は、「心理的虐待」「身体的虐待」「保護の怠慢・拒否(ネグレクト)」の順である。	×
	9	「平成29年福祉行政報告例」によると、市町村が受けた児童虐待相談の相談経路の順位は、「児童相談所」→「学校」→「保健センター(市町村)」→「近隣・知人」→「福祉事務所(市町村)」→「警察等」→「保育所」の順である。	○
	10	「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について(第14次報告)」によると、「心中以外の虐待死」の最多年齢は0歳である。	○
	11	「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について(第14次報告)」によると、「心中による虐待死」の最多年齢は0歳である。	×
	12	「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について(第14次報告)」によると、「心中以外の虐待死」における死因となった主な虐待のタイプの1位は「ネグレクト」である。	×
	13	「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について(第14次報告)」によると、「心中以外の虐待死」において児童相談所が関与したケースは約25%である。	×
	14	「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について(第14次報告)」によると、「心中以外の虐待死」において市町村が関与したケースは約25%である。	○
	15	「児童福祉法」では、親権者によるしつけを名目とした児童虐待を禁止している。	×
	16	児童相談所に通告があった虐待案件は、都道府県に送致する。	×
	17	「児童虐待の防止等に関する法律」では、「何人も、児童に対し、虐待をしてはならない」と規定している。	○

✓		問 題	正解
	18	児童養護施設への入所は、措置によって行われる。	○
	19	母子生活支援施設への入所は、措置によって行われる。	×
	20	児童自立援助ホームへの入居は、措置によって行われる。	×
	21	児童心理治療施設の児童は入所のみが対象である。	×
	22	保育所は、特に必要があるときは、保育を必要とする小学生を保育することができる。	○
	23	児童自立支援施設は、都道府県に必ず最低1施設を設置しなければならない。	○
	24	幼保連携型認定こども園は、「学校教育法」において、幼稚園同様学校と規定されている。	×
	25	児童福祉施設の長は、入所中の児童等で親権を行う者又は未成年後見人のないものに対し、親権を行う者又は未成年後見人があるに至るまでの間、親権を行う。	○
	26	児童福祉施設の長は、親権を行う者又は未成年後見人のあるものについては、監護、教育及び懲戒に関し、その児童等の福祉のため必要な措置をとることができない。	×
	27	小規模住居型児童養育事業を行う者は、委託中の児童等で親権を行う者又は未成年後見人のないものに対し、親権を行う者又は未成年後見人があるに至るまでの間、親権を行う。	×
	28	里親は、委託中の児童等で親権を行う者又は未成年後見人のないものに対し、親権を行う者又は未成年後見人があるに至るまでの間、親権を行う。	×
	29	児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設の長、小規模住居型児童養育事業を行う者、里親は、その施設に入所中又は受託中の児童を就学させなければならない。	○
	30	乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、児童心理治療施設及び児童自立支援施設の長は、その行う児童の保護に支障がない限りにおいて、当該施設の所在する地域の住民につき、児童の養育に関する相談に応じ、及び助言を行わなければならない。	×
	31	保育所は、当該保育所が主として利用される地域の住民に対してその行う保育に関し情報の提供を行い、並びにその行う保育に支障がない限りにおいて、乳児、幼児等の保育に関する相談に応じ、及び助言を行うよう努めなければならない。	○
	32	利用者支援事業は、①基本型 ②特定型 の2つの型で運営されている。	×
	33	利用者支援事業の基本型と特定型には、利用者支援専門員を1名以上配置する。	○
	34	利用者支援事業の母子保健型は、市町村保健センター等母子保健に関する相談機能を有する施設で実施される。	○

✓	問 題	正解
	35 地域子育て支援拠点事業は、子ども及びその保護者等、または妊娠している方がその選択に基づき、教育・保育・保健その他の子育て支援を円滑に利用できるよう、必要な支援を行う事業である。	×
	36 地域子育て支援拠点事業は、一般型と連携型がある。	○
	37 地域子育て支援拠点事業の一般型は、公共施設、空き店舗、公民館、保育所等の児童福祉施設、小児科医院等の医療施設などの子育て親子が集う場として適した場所で実施される。	○
	38 妊婦健康診査は、地域子ども・子育て支援事業のひとつに位置づけられている。	○
	39 妊婦健康診査の根拠法は「地域保健法」である。	×
	40 乳児家庭全戸訪問事業では、生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問するが、小規模住居型児童養育事業の家庭や里親家庭は対象外である。	×
	41 乳児家庭全戸訪問事業の訪問者には、保育士は含まれない。	×
	42 乳児家庭全戸訪問事業におけるケース会議では、その訪問の結果により、養育支援訪問事業等による支援に結びつける。	○
	43 養育支援訪問事業の対象には、支援が必要な妊婦も含まれる。	○
	44 養育支援訪問事業の対象には、児童養護施設等の退所又は里親委託の終了により、児童が復帰した後の家庭も含まれる。	○
	45 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業は、要保護児童対策地域協議会に関する事業であり、都道府県の要保護児童対策地域協議会調整機関には、調整担当者の配置が義務となっている。	×
	46 子育て短期支援事業における短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）での養育・保護の期間は7日以内とする。	○
	47 子育て短期支援事業における短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）では、冠婚葬祭での利用も認められている。	○
	48 子育て短期支援事業における夜間養護事業（トワイライト事業）の実施場所として、保育所も一例として挙げられる。	○
	49 子育て短期支援事業における夜間養護事業（トワイライト事業）の対象は、保護者の仕事等の理由により、平日の夜間又は休日に不在となる家庭の児童である。	○
	50 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）では、病児・病後児も対象となる。	○
	51 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）では、買い物等プライベートな外出についても対象となる。	○
	52 一時預かり事業の一般型の対象児童は、保育所、幼稚園、認定こども園等に通っている乳幼児である。	×

✓		問 題	正解
	53	一時預かり事業の幼稚園型Ⅰの対象児童は、主として、幼稚園等に在籍する満3歳以上の幼児で、教育時間の前後又は長期休業日等に当該幼稚園等において一時的に保護を受ける者である。	○
	54	一時預かり事業の幼稚園型Ⅱの対象児童は、「子ども・子育て支援法施行規則」第1条で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるものとして市町村に認定を受けた満3歳以上の幼児である。	×
	55	一時預かり事業の余裕活用型の実施場所は、利用児童数が利用定員総数に満たない保育所、認定こども園、家庭的保育事業所、小規模保育事業所、事業所内保育事業所である。	○
	56	一時預かり事業の居宅訪問型の対象には、ひとり親家庭等で、保護者が一時的に夜間及び深夜の就労等を行う場合も含まれる。	○
	57	一時預かり事業の地域密着Ⅱ型は、利用児童の居宅で実施される。	×
	58	延長保育事業には、一般型と訪問型の2種類がある。	○
	59	延長保育事業の一般型は、都道府県及び市町村の者が設置する保育所又は認定こども園（民間保育所等）、小規模保育事業所、事業所内保育事業所、家庭的保育事業所、駅前等利便性の高い場所、公共的施設の空き部屋等適切に事業が実施できる施設等などで実施される。	×
	60	延長保育事業の訪問型は、利用児童の居宅で実施される。	○
	61	病児保育事業の対象者は、疾病にかかっている保育を必要とする乳児・幼児に限られる。	×
	62	病児保育事業には、病児対応型、病後児対応型、体調不良児対応型、非施設型（訪問型）の4つの種類がある。	○
	63	病児保育事業における病児対応型、病後児対応型、体調不良児対応型において、看護師、准看護師、保健師又は助産師又は保育士を配置し、保育所等において保育中に「体調不良」となった児童を送迎し、病院・診療所、保育所等に付設された専用スペース又は本事業のための専用施設で一時的に保育する「送迎対応」というサービスも行う。	○
	64	病児保育事業の病児対応型は、児童が病気の「回復期」であり、かつ、集団保育が困難な期間において、当該児童を病院・診療所、保育所等に付設された専用スペース又は本事業のための専用施設で一時的に保育する事業である。	×
	65	病児保育事業の体調不良児対応型の対象児童は、当面症状の急変は認められないが、病気の回復期に至っていないことから、集団保育が困難であり、かつ、保護者の勤務等の都合により家庭で保育を行うことが困難な児童であって、市町村が必要と認めた乳児・幼児又は小学校に就学している児童である。	×
	66	放課後児童健全育成事業は小学校就学児童を対象とし、特別支援学校の小学部の児童も加えることができる。	○

✓	問 題	正解
	67 放課後児童健全育成事業は、保護者が労働等の児童が対象であり、保護者の疾病や介護・看護、障害などの場合は事業を利用することができない。	×
	68 放課後児童健全育成事業における1つの支援の単位は、児童おおむね40人以下である。	○
	69 放課後児童健全育成事業における放課後児童支援員の数は、一の支援の単位ごとに5人以上とする。ただし、その1人を除き、補助員をもってこれに代えることができる。	×
	70 放課後児童健全育成事業は、年間180日以上開所することとされている。	×
	71 実費徴収に係る補足給付を行う事業の対象者は、生活保護法被保護世帯及び市町村が認める支給認定保護者である。	○
	72 障害児通所支援事業とは、児童発達支援・医療型児童発達支援・放課後等デイサービス・居宅訪問型児童発達支援・保育所等訪問支援のことである。	○
	73 児童発達支援には、児童心理治療施設が含まれる。	×
	74 放課後等デイサービスは、幼稚園に通う幼児も対象である。	×
	75 居宅訪問型児童発達支援は、肢体不自由で障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障害児を対象とする。	×
	76 保育所等訪問支援は、放課後児童クラブは対象ではない。	×
	77 保育所等訪問支援を担う職員に、訪問支援員がいる。	○
	78 自立援助ホームの実施主体は市町村である。	×
	79 自立援助ホームの定員は、5人以上20人以下である。	○
	80 ファミリーホームの定員は、5人又は6人である。	○
	81 家庭的保育事業の定員は、3人以下である。ただし家庭的保育補助者とともに保育を行う場合は、5人以下である。	○
	82 小規模保育事業におけるA型、B型の定員は、6人以上19人以下である。	○
	83 小規模保育事業におけるC型の定員は、6人以上10人以下である。	○
	84 居宅訪問型保育事業の定員は、3人以下である。	×
	85 事業所内保育事業の運営主体は、市町村である。	×
	86 里親訪問等支援事業には、里親等相談支援員が配置される。	○
	87 わが国の少子化対策のきっかけとなったのは、2005（平成17）年の1.57ショックである。	×
	88 「次世代育成支援対策推進法」では、従業員が100人以上の一般事業主に行動計画の策定が義務となっている。	×

✓		問 題	正解
	89	2010（平成22）年の「子ども・子育てビジョン」は、「少子化社会対策大綱」に基づいて策定された。	○
	90	2016（平成28）年の「ニッポン一億総活躍プラン」では、「希望出生率 2.8」を掲げた。	×
	91	2017（平成29）年の「子育て安心プラン」では、保育の受け皿拡大を支える「保育人材確保」もその施策に掲げている。	○
	92	2017（平成29）年の「新しい経済政策パッケージ」では、幼児教育の無償化もその施策に掲げている、	○
	93	1997（平成9）年の「児童福祉法」改正では、保育所の入所が選択制から措置制へと変更された。	×
	94	2004（平成16）年の「児童福祉法」改正では、児童家庭相談に関して、市町村を第一義的窓口とした。	○
	95	2008（平成20）年の「児童福祉法」改正では、養育里親に研修が義務づけられた。	○
	96	2010（平成22）年の「児童福祉法」改正では、障害児の定義に「精神に障害のある児童」が加わったが、発達障害児は含まれていない。	×
	97	2014（平成26）年の「児童福祉法」改正では、保育所の定義を「保育に欠ける」から「保育を必要とする」とした。	○
	98	2016（平成28）年の「児童福祉法」改正では、児童福祉司（スーパーバイザー含む）の研修受講を努力義務とした。	×
	99	2016（平成28）年の「児童福祉法」改正では、養子縁組里親に研修を義務づけた。	○
	100	2016（平成28）年の「児童福祉法」改正では、児童相談所に弁護士の配置又はこれに準ずる措置を行うこととした。	○
	101	2016（平成28）年の「児童福祉法」改正では、児童相談所長は一時保護が行われた児童について、20歳に達するまでの間、引き続き一時保護を行えることとした。	○
	102	子ども・子育て支援新制度における「子どものための現金給付」とは、児童手当のことである。	○
	103	保育を必要とする0～2歳の子どもは、3号認定（保育認定）である。	○
	104	保育を必要とする3～5歳の子どもは、2号認定（保育認定）である。	○
	105	幼稚園を利用する3～5歳の子どもは、1号認定（教育標準時間認定）である。	○
	106	家庭的保育事業を利用する0～2歳の子どもは、2号認定（保育認定）である。	×
	107	触法少年とは、14歳以上で犯罪を行った少年のことである。	×
	108	虞犯少年とは、将来、罪を犯し、又は刑罰法令に触れる行為をするおそれのある少年のことである。	○

✓		問 題	正解
	109	少年院への収容年齢は、12 歳以上である。	○
	110	助産施設は、第二種社会福祉事業である。	○
	111	児童家庭支援センターは、第一種社会福祉事業である。	×
	112	母子・父子福祉施設は、第一種社会福祉事業である。	×
	113	婦人保護施設は、第一種社会福祉事業である。	○
	114	自立援助ホームは、第一種社会福祉事業である。	×
	115	乳幼児 10 人以上を入所させる乳児院には、ほふく室を設置する。	○
	116	乳児院には、里親支援専門相談員が配置されている。	○
	117	母子生活支援施設には、母子生活支援員が配置されている。	×
	118	児童養護施設には、家庭支援専門相談員が配置されている。	○
	119	児童養護施設には、看護師が必置である。	×
	120	児童養護施設には、里親支援専門相談員が配置されている。	○
	121	児童自立支援施設には、児童指導員と保育士が配置されている。	×
	122	児童心理治療施設には、看護師が配置されている。	○
	123	児童厚生施設には、保育士が必置職員である。	×
	124	児童家庭支援センターには、相談室を設けなければならない。	○
	125	児童相談所には、スーパーバイザーとしての児童福祉司が配置されている。	○
	126	保育教諭は、幼保連携型認定こども園において、園児の教育と保育を行う。	○
	127	家庭支援専門相談員は、ファミリーソーシャルワーカーともよばれる。	○
	128	医療的ケアを必要とする児童が 10 人以上入所している児童養護施設には、医療的ケアを担当する職員である看護師が配置される。	×
	129	児童手当の実施主体は、市区町村である。	○
	130	特別児童扶養手当は、満 18 歳未満の障害児の父もしくは母がその障害児を監護するときに支給される。	×
	131	児童扶養手当は、満 20 歳未満の障害児（政令で定める程度の障害の状態にある者）も対象である。	○
	134	育児休業中に支給される育児休業給付金は、雇用保険から給付される。	○
	135	「DV 防止法」では、離婚後の暴力も法の範囲で DV とする。	○
	136	「子どもの貧困対策の推進に関する法律」では、国は子どもの貧困対策に関する大綱を定めることが努力義務と規定されている。	×
	137	「障害者総合支援法」に規定される障害児への育成医療の実施主体は都道府県である。	×
	138	「生活困窮者自立支援法」では、都道府県等が実施主体となり、生活困窮者である子どもに対して、学習の援助を行う事業を行っている。	○

<解答>

✓		問 題	正解
	1	児童相談所長が行う一時保護について、親権者等の意に反して2か月を超えて行う場合は、都道府県児童福祉審議会の意見聴取を行い、承認を得る。 →家庭裁判所の承認を得なければならない	×
	2	児童虐待に関わる接近禁止命令は、親権者等の意に反して施設入所等の措置が採られている場合にのみ適用される。 →一時保護や同意のもとでの施設入所等の措置の場合でも適用される	×
	6	「平成29年福祉行政報告例」によると、児童相談所における児童虐待相談の相談種別のうち、心理的虐待は約40%である。 →心理的虐待は約54%	×
	8	「平成29年福祉行政報告例」によると、市町村における児童虐待相談の相談種別の件数の順位は、「心理的虐待」「身体的虐待」「保護の怠慢・拒否（ネグレクト）」の順である。 →順位は、「心理的虐待」「保護の怠慢・拒否（ネグレクト）」「身体的虐待」の順	×
	11	「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について(第14次報告)」によると、「心中による虐待死」の最多年齢は0歳である。 →6歳(28.6%)、8歳・11歳(14.3%)、10歳(10.7%)と、年齢層にばらつきがある	×
	12	「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について(第14次報告)」によると、「心中以外の虐待死」における死因となった主な虐待の種類の1位は「ネグレクト」である。 →1位は「身体的虐待」	×
	13	「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について(第14次報告)」によると、「心中以外の虐待死」において児童相談所が関与したケースは約25%である。 →約16.3%(虐待死における関係機関の関与は低いことがわかる)	×
	15	「児童福祉法」では、親権者によるしつけを名目とした児童虐待を禁止している。 →「児童虐待防止法」	×
	16	児童相談所に通告があった虐待案件は、都道府県に送致する。 →市町村	×
	19	母子生活支援施設への入所は、措置によって行われる。 →福祉事務所などへの利用申し込み	×
	20	児童自立援助ホームへの入居は、措置によって行われる。 →本人の申込み及び当該ホームが代行して児童相談所に申請し、児童相談所が当該ホームに受け入れ可否を確認し、委託措置を決定することで入居	×
	21	児童心理治療施設の児童は入所のみが対象である。 →通所の利用もある	×

✓	問 題	正解
24	<p>幼保連携型認定こども園は、「学校教育法」において、幼稚園同様学校と規定されている。</p> <p>→規定されていない。幼保連携型認定こども園は、「児童福祉法」において、児童福祉施設と規定されている。</p>	×
26	<p>児童福祉施設の長は、親権を行う者又は未成年後見人のあるものについては、監護、教育及び懲戒に関し、その児童等の福祉のため必要な措置をとることができない。</p> <p>→親権を行う者又は未成年後見人のあるものについても、必要な措置をとることができる。</p>	×
27	<p>小規模住居型児童養育事業を行う者は、委託中の児童等で親権を行う者又は未成年後見人のないものに対し、親権を行う者又は未成年後見人があるに至るまでの間、親権を行う。</p> <p>→小規模住居型児童養育事業に委託された児童の親権を行うのは、児童相談所長</p>	×
28	<p>里親は、委託中の児童等で親権を行う者又は未成年後見人のないものに対し、親権を行う者又は未成年後見人があるに至るまでの間、親権を行う。</p> <p>→里親に委託された児童の親権を行うのは、児童相談所長</p>	×
30	<p>乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、児童心理治療施設及び児童自立支援施設の長は、その行う児童の保護に支障がない限りにおいて、当該施設の所在する地域の住民につき、児童の養育に関する相談に応じ、及び助言を行わなければならない。</p> <p>→義務ではなく、努力義務</p>	×
32	<p>利用者支援事業は、①基本型 ②特定型 の2つの型で運営されている。</p> <p>→①基本型 ②特定型 ③母子保健型</p>	×
35	<p>地域子育て支援拠点事業は、子ども及びその保護者等、または妊娠している方がその選択に基づき、教育・保育・保健その他の子育て支援を円滑に利用できるよう、必要な支援を行う事業である。</p> <p>→文章は利用者支援事業。地域子育て支援拠点事業は、地域において子育て親子の交流等を促進する子育て支援拠点の設置を推進することにより、地域の子育て支援機能の充実を図り、子育ての不安感等を緩和し、子どもの健やかな育ちを支援することを目的とした事業</p>	×
39	<p>妊婦健康診査の根拠法は「地域保健法」である。</p> <p>→「母子保健法」</p>	×
40	<p>乳児家庭全戸訪問事業では、生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問するが、小規模住居型児童養育事業の家庭や里親家庭は対象外である。</p> <p>→小規模住居型児童養育事業の家庭や里親家庭も対象</p>	×

✓		問 題	正解
	41	乳児家庭全戸訪問事業の訪問者には、保育士は含まれない。 →含まれる。訪問者は、保健師、助産師、看護師の他、保育士、母子保健推進員、愛育班員、民生・児童委員（主任児童委員）、母親クラブ、子育て経験者等	×
	45	子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業は、要保護児童対策地域協議会に関する事業であり、都道府県の要保護児童対策地域協議会調整機関には、調整担当者の配置が義務となっている。 →市町村	×
	52	一時預かり事業の一般型の対象児童は、保育所、幼稚園、認定こども園等に通っている乳幼児である。 →通っていない、または在席していない乳幼児	×
	54	一時預かり事業の幼稚園型Ⅱの対象児童は、「子ども・子育て支援法施行規則」第1条で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるものとして市町村に認定を受けた満3歳以上の幼児である。 →2歳児	×
	57	一時預かり事業の地域密着Ⅱ型は、利用児童の居宅で実施される。 →利用児童の居宅で実施されるのは居宅訪問型。地域密着Ⅱ型は、地域子育て支援拠点や駅周辺等利便性の高い場所で実施	×
	59	延長保育事業の一般型は、都道府県及び市町村の者が設置する保育所又は認定こども園（民間保育所等）、小規模保育事業所、事業所内保育事業所、家庭的保育事業所、駅前等利便性の高い場所、公共的施設の空き部屋等適切に事業が実施できる施設等などで実施される。 →都道府県及び市町村以外の者	×
	61	病児保育事業の対象者は、疾病にかかっている保育を必要とする乳児・幼児に限られる。 →小学校に就学している児童も対象	×
	64	病児保育事業の病児対応型は、児童が病気の「回復期」であり、かつ、集団保育が困難な期間において、当該児童を病院・診療所、保育所等に付設された専用スペース又は本事業のための専用施設で一時的に保育する事業である。 →この文章は病後児対応型。病児対応型は、児童が病気の「回復期に至らない場合」であり、かつ、当面の症状の急変が認められない場合において、当該児童を病院・診療所、保育所等に付設された専用スペース又は本事業のための専用施設で一時的に保育する事業	×

✓	問題	正解
	<p>65 病児保育事業の体調不良児対応型の対象児童は、当面症状の急変は認められないが、病気の回復期に至っていないことから、集団保育が困難であり、かつ、保護者の勤務等の都合により家庭で保育を行うことが困難な児童であって、市町村が必要と認めた乳児・幼児又は小学校に就学している児童である。</p> <p>→この文章は病児対応型の対象児童。体調不良児対応型の対象児童は、事業実施保育所等に通所しており、保育中に微熱を出すなど体調不良となった児童であって、保護者が迎えに来るまでの間、緊急的な対応を必要とする児童</p>	×
	<p>67 放課後児童健全育成事業は、保護者が労働等の児童が対象であり、保護者の疾病や介護・看護、障害などの場合は事業を利用することができない。</p> <p>→利用することができる</p>	×
	<p>69 放課後児童健全育成事業における放課後児童支援員の数は、一の支援の単位ごとに5人以上とする。ただし、その1人を除き、補助員をもってこれに代えることができる。</p> <p>→2人以上</p>	×
	<p>70 放課後児童健全育成事業は、年間180日以上開所することとされている。</p> <p>→250日以上</p>	×
	<p>73 児童発達支援には、児童心理治療施設が含まれる。</p> <p>→含まれない。児童発達支援は、障害児を児童発達支援センターなどの施設に通わせるサービス。</p>	×
	<p>74 放課後等デイサービスは、幼稚園に通う幼児も対象である。</p> <p>→幼稚園に通う幼児は対象外。対象は、「学校教育法」第1条に規定される学校（幼稚園・大学を除く）に就学している障害児。</p>	×
	<p>75 居宅訪問型児童発達支援は、肢体不自由で障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障害児を対象とする。</p> <p>→重度の障害等</p>	×
	<p>76 保育所等訪問支援は、放課後児童クラブは対象ではない。</p> <p>→対象である。保育所、幼稚園、放課後児童クラブなどの通所施設、または乳児院、児童養護施設などの入所施設の障害児が対象</p>	×
	<p>78 自立援助ホームの実施主体は市町村である。</p> <p>→都道府県</p>	×
	<p>84 居宅訪問型保育事業の定員は、3人以下である。</p> <p>→家庭的保育者一人が保育することができる乳幼児の数は1人</p>	×
	<p>85 事業所内保育事業の運営主体は、市町村である。</p> <p>→管轄は市町村だが、実際に事業として運営する主体は事業所</p>	×

✓	問 題	正解
	87 わが国の少子化対策のきっかけとなったのは、2005（平成17）年の1.57ショックである。 →1.57は1989（平成元）年の合計特殊出生率の数値	×
	88 「次世代育成支援対策推進法」では、従業員が100人以上の一般事業主に行動計画の策定が義務となっている。 →101人以上	×
	90 2016（平成28）年の「ニッポン一億総活躍プラン」では、「希望出生率2.8」を掲げた。 →「希望出生率1.8」	×
	93 1997（平成9）年の「児童福祉法」改正では、保育所の入所が選択制から措置制へと変更された。 →措置制度から選択制へ	×
	96 2010（平成22）年の「児童福祉法」改正では、障害児の定義に「精神に障害のある児童」が加わったが、発達障害児は含まれていない。 →発達障害児も含まれる	×
	98 2016（平成28）年の「児童福祉法」改正では、児童福祉司（スーパーバイザー含む）の研修受講を努力義務とした。 →義務	×
	106 家庭的保育事業を利用する0～2歳の子どもは、2号認定（保育認定）である。 →3号	×
	107 触法少年とは、14歳以上で犯罪を行った少年のことである。 →犯罪少年	×
	111 児童家庭支援センターは、第一種社会福祉事業である。 →第二種社会福祉事業	×
	112 母子・父子福祉施設は、第一種社会福祉事業である。 →第二種社会福祉事業	×
	114 自立援助ホームは、第一種社会福祉事業である。 →第二種社会福祉事業	×
	117 母子生活支援施設には、母子生活支援員が配置されている。 →母子支援員	×
	119 児童養護施設には、看護師が必置である。 →乳児が入所している場合にのみ必置	×
	121 児童自立支援施設には、児童指導員と保育士が配置されている。 →配置されない	×
	123 児童厚生施設には、保育士が必置職員である。 →必置ではない。児童の遊びを指導する者が必置職員	×

✓		問 題	正解
	128	医療的ケアを必要とする児童が10人以上入所している児童養護施設には、医療的ケアを担当する職員である看護師が配置される。 →15人	×
	130	特別児童扶養手当は、満18歳未満の障害児の父もしくは母がその障害児を監護するときに支給される。 →20歳未満	×
	136	「子どもの貧困対策の推進に関する法律」では、国は子どもの貧困対策に関する大綱を定めることが努力義務と規定されている。 →定めなければならない（義務）	×
	137	「障害者総合支援法」に規定される障害児への育成医療の実施主体は都道府県である。 →市町村	×